

令和3年11月 日

倉敷市長 伊 東 香 織 様

倉敷市廃棄物減量等推進審議会

会 長 藤 原 健 史

事業ごみ（事業系一般廃棄物）手数料について（答申）

令和2年2月6日付け一般第1063号で諮問のありました「事業ごみ（事業系一般廃棄物）手数料の改定」について当審議会において慎重に審議を行いました。

本審議会で審議の結果、次のとおり答申します。

記

- 1 手数料の金額については、国は「廃棄物の処理に係る原価相当の徴収が望ましい」としている。しかしながら、自治体間の廃棄物の流入・流出防止のため、近隣市町村とのバランスを考慮した金額設定が妥当である。
- 2 手数料改定にあたっては、事業ごみ（事業系一般廃棄物）を排出する事業者の負担を考慮し、段階的（2段階程度）な改定とし、改定時期を予め示しておくこと。
- 3 手数料改定の時期については、近隣市町村とのバランスや経済情勢を考慮した上での適切な時期とすること。